

造林公社の抜本的改革のための支援について

1. 提案

既往債務問題の解決に向けた抜本的かつ恒久的な対策を創設されたい。

抜本的かつ恒久的対策へのステップとして、公社を支える県等に対する支援を拡充・創設されたい。

- ・ 利子負担軽減のための施策や地方財政措置制度について創設・拡充されたい。

公社経営を支えている設置団体以外の地方公共団体まで地方財政措置の対象を拡大されたい。

造林公社の抜本的改革のための支援措置については、県が免責的に債務を引き受けた場合も同様の措置を講じられたい。

2. 現状と課題

公社造林は、政策的に奥地など条件不利地に展開することとされていたことや、事業資金のほとんどを借入金で賄ってきたことから債務が増加し、最大で約800億円の債務超過であることが判明した。

公社は、自主努力による経営再建は困難と判断し、経営の抜本的な改革を行うため、平成19年11月に特定調停を申し立てた。

県は、公社債務に伴う「損失補償契約」を公庫と結んでいたことから、その代償行為として公庫債務を免責的に引き受けた。また将来、県が公社の伐採収益の中から弁済を受けることとした。

一方、公社は引き続き、滋賀県、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、阪神水道企業団と、債務額を確定したうえで支払い方法を協定するため特定調停の場で話し合っている。

本県の森林の10分の1を占める公社営林の公益的機能が持続的に発揮されるためには、適正な森林管理と公社の健全経営を図らなければならない。

そのため、特定調停の早期成立と県の財政負担の軽減に向け全力を上げて取り組む必要がある。

3. 本県の取組状況

施業転換資金の導入による低利資金への借換え（平成9年度～）

公社自助努力の指導

- ・ 補助事業の活用、受託事業の確保等、管理経費の縮減

県貸付金の無利子化

- ・ 平成11年度から(財)びわ湖造林公社、平成12年度から(社)滋賀県造林公社への新規貸付金について無利子化を実施、過去債についても利息を凍結。

抜本改善策検討期間中の暫定的支援（出資金、出捐金として予算措置）

公庫債務を免責的に引き受け（平成20年9月）

（農林水産省、総務省）

(提案の概要)

提案の背景

《公社問題に向けた社会認識》

《全国都道府県議会議長会議決議》

平成21年1月22日

(抜粋)

国においては、森林整備法人と同種の国有林野事業に係る多額の累積債務について「国有林野事業の改革のための特別措置法」(平成10年法律第134号)を制定し債務処理を行った経緯を踏まえ、森林整備法人等が抱える問題を早期に解決するため、同様の考え方に立ち、(一部省略)特別措置法を制定することにより抜本的な対策を講ずるよう強く要請する。

《民主党マニフェスト + 滋賀》

《造林公社問題》

2つの造林公社は株式会社日本政策金融公庫への借金返済だけで690億円。これまで国の政策として推進してきた経緯もふまえ、このうち、利子相当額(235億円)を国が肩代わりすることなど、国の一定の支援により県の負担を軽減します

《本県の取り組み》

【近年の経緯・取組】

長期収支見通しの試算
H19.11 事業再生を図るための特定調停の申し立て
H20.8 公社の公庫債務を、県が免責的引受
(現在) 特定調停について、下流団体も含め継続中
定額助成方式の間伐、作業路の整備実施

【造林公社問題検証委員会】

造林公社に係るこれまでの政策および造林公社の運営等について検証し、造林公社の経営の健全化等に資するために県が設置した第三者委員会

(造林公社問題検証委員会報告書：H21.9月提出)

国、公庫、県、両公社、下流団体にそれぞれ責任。開始、実施過程、債務処理段階で責任割合異なる。

損失補償契約がどうあれ、県民が債務の全部あるいは大半を負担するのは、社会的正義から妥当とはいえない。全ての関係者が責任を主体的に認め、その割合に応じた処理や対応が必要。

公社の安定経営を目指した今後の取組

債務の圧縮 ... 特定調停の早期成立

伐採収入の確保

... 生産体制の整備と木材流通システムの構築

... 非皆伐施業に係る造林補助金の積極的な活用

長期の経営の見通し及び目標、

ならびに経営の改善に関する計画の策定

... 「長期経営計画」、「中期経営改善計画」の策定

造林公社の抜本的改革に向け

既往債務問題の解決に向けた抜本的かつ恒久的な対策を創設

- ・ 地方による債務圧縮等、経営の抜本改善の取り組みに対する国の支援の創設
- ・ 国による公庫債務の軽減制度の創設

抜本的かつ恒久的対策へのステップとしての支援を創設・拡充

- ・ 利子負担軽減のための施策の創設

(利子助成制度の創設など既往債務の利子低減に向けた施策の創設)

- ・ 地方財政措置制度を拡充

(公社への無利子貸付に係る特別交付税措置 現行措置率50%:上限5億円 の拡充)

設置団体以外の地方公共団体(一部事務組合含む)まで地方財政措置の対象を拡大

免責的に債務を引き受けた場合についても同様の措置